

## 令和8年4月以降の市立公民館の管理運営等について

### 1. これまでの経過

令和8年4月以降の市立公民館の次期指定管理者の選定について、本年3月から8月にかけて開催した計5回の阪南市立公民館指定管理者選定委員会において、慎重に調査・審議した結果、下表のとおり、尾崎公民館の指定管理者申請者は選定されましたが、東鳥取公民館及び西鳥取公民館の指定管理者申請者は不選定となりました。

	申請者	選定結果
尾崎公民館 (1団体応募)	一般社団法人こうとく	選定
東鳥取公民館 (1団体応募)	特定非営利活動法人 子どもNPOはらっぱ	不選定
西鳥取公民館 (1団体応募)	特定非営利活動法人 子どもNPOはらっぱ	不選定

### 2. 今後の対応（案）

上記の結果を踏まえ、生涯学習部では、令和8年4月以降の東鳥取公民館及び西鳥取公民館の管理運営に関し、以下の3つの対応（案）について、検討を行いました。

対応（案）	課題等
①当面の間の休館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・休館の間、利用者に対して多大なる不便を掛けることになる。</li> <li>・社会教育や生涯学習の推進において、一時的に実践の場が失われる。</li> </ul>
②指定管理者の再募集	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再募集に係る仕様変更及び指定管理料の増額が困難な中、同条件の募集では、新たな応募者が見込めない。</li> <li>・これからの再募集となると次期指定管理期間の開始までに十分な引継ぎ期間を確保できない。</li> </ul>
③市直営での管理運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直営に係る予算確保や人員確保、職員の配置等について、関係部局との調整が必要となる。</li> <li>・現指定管理者から市（中央公民館）への事務引継ぎが煩雑になる可能性がある。</li> </ul>

### 3. 生涯学習部及び全庁的な検討結果

生涯学習部では、「2. 今後の対応（案）」に掲げる3つの対応（案）について、この間、課題等や実現性も鑑み検討を重ねるとともに、人員確保等に関しても関係部局と協議・調整を行ってきた結果、東鳥取公民館及び西鳥取公民館に関して、市直営による管理運営が望ましいと判断し、行政経営会議において、全庁的な承認が得られたことから、令和8年4月以降、下表のとおり対応することとします。

また、現在、尾崎公民館内に設置している中央公民館についても、直営で管理運営を行う東鳥取公民館に変更します。

名 称	中央公民館		
設置場所	○		
施 設 名	尾崎公民館	東鳥取公民館	西鳥取公民館
管 理 者	指定管理者候補者 一般社団法人 こうとく	市直営	市直営
機 能	中央公民館と各公民館が連携して、地域住民や利用団体等の自主的な教育の場を提供し、公民館事業を実施		

※各館の休館日及び開館・閉館時間等については、現状の利用状況等を踏まえ、令和9年度に向けて見直し検討を予定

### 4. 今後の予定

- |          |   |
|----------|---|
| 1 2月定例会  | ・議案「阪南市立尾崎公民館の指定管理者の指定について」及び「阪南市立公民館条例の一部改正」を提出                                  |
| 1 2月下旬   | ・尾崎公民館の指定管理者指定に係る告示   |
| 令和8年1月初旬 | ・一般社団法人こうとくと基本協定書の締結<br>・東鳥取公民館及び西鳥取公民館から市（中央公民館）への事務引継ぎ                          |
| 令和8年4月～  | ・東鳥取公民館及び西鳥取公民館の管理運営体制を現指定管理者から市に変更<br>・中央公民館の設置場所を東鳥取公民館へ変更<br>・尾崎公民館の次期指定管理期間開始 |